

公益財団法人月鉾保存会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人月鉾保存会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都市下京区四条通新町東入月鉾町57番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、重要有形民俗文化財京都祇園祭山鉾の月鉾を保存すると共に、重要無形民俗文化財、ユネスコ無形文化遺産京都祇園祭の山鉾行事に参加する月鉾に関わる行事を維持継承し、我が国の伝統文化及び芸術の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 月鉾の保存
- (2) 京都祇園祭山鉾行事への参加
- (3) 月鉾及び祇園祭に関する資料の蒐集
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な、別表第1及び第2の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産の一部を処分又は基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。
- 3 別表第2の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第7条 この法人の事業計画及び予算については、前事業年度中に、理事長が次の書類を作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

2 前項の書類については、理事会の承認を得たことを証する書類とともに、毎事業年度開始日の前日までに京都府知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事による監査を受けた後、理事会の承認を得るものとし、第1号の書類については、定時評議員会の承認も得るものとする。

(1) 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書

(2) 財産目録

(3) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類。

(5) 役員等の報酬等の支給の基準を記載した書類

(6) その他内閣府令で定める書類

2 前項の書類は、監査報告とともに、毎事業年度終了後3箇月以内に京都府知事に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第1項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評 議 員

(評議員)

第10条 この法人に評議員3名以上5名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第11条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。
- 2 評議員選定委員会は、次項の定めに基づいて選任された委員5名で構成する。
- 3 評議員選定委員は、次のいずれにも該当しない者を、理事会において選任する。
- (1) この法人又はこの法人と利害関係を有する団体の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人及び過去に使用人となった者
- 4 この法人の評議員又は監事を評議員選定委員に選任する場合は、その合計数が3人を超えてはならない。
- 5 評議員選定委員会に付議される評議員候補者は、理事会又は評議員会が、それぞれ推薦することができる。
- 6 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦するに当たっては、次に掲げる事項のほか、評議員及び評議員会の有する権限、評議員の欠格事由その他の評議員に関する法令及び定款の規定の内容を委員に説明しなければならない。
- (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を評議員として適任と判断した理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 7 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、この法人の評議員又は監事である委員のみの賛成による決議は無効とする。
- 8 評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

(評議員の任期)

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、第10条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬)

- 第13条 評議員は無報酬とする。

第5章 評議員会

（評議員会の構成）

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（評議員会の権限）

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- （1）理事及び監事の選任又は解任
 - （2）計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書の承認
 - （3）評議員候補者の推薦
 - （4）定款の変更
 - （5）基本財産の処分又は除外の承認
 - （6）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 前項の規定にかかわらず、個々の評議員会においては、その評議員会の開催目的である事項以外を決議することはできない。

（評議員会の開催）

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（評議員会の招集）

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（評議員会の決議）

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。
- （1）監事の解任
 - （2）定款の変更
 - （3）基本財産の処分又は除外の承認
 - （4）その他特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決議するものとして法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数がこの定款に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(評議員会の議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員等

(役員の設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上7名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 必要があれば、理事長以外の理事の一部又は全部を、執行理事とすることができる。
- 4 理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、執行理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表して業務を執行し、執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。理事会において特に担当の定めのない業務は、理事長の担当業務とする。
- 3 理事長及び執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、第20条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第25条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- （1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- （2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬）

第26条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、理事会が特に必要と認めたときは、職務を行うために要した費用を弁償することができる。

（理事補）

第27条 この法人に、任意の機関として、5名以内の理事補を置くことができる。

- 2 理事補は、理事長又は執行理事の業務の執行を補佐する。
- 3 理事補は、理事会の求めに応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。
- 4 理事補の職務の詳細は、理事会の承認を得て、理事長が定める。
- 5 理事補の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 6 理事補は無報酬とする。

第7章 理 事 会

（理事会の構成）

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び執行理事の選定及び解職
- (4) 理事補の選任及び解任並びに職務の承認
- (5) 評議員選定委員、運営協議会委員の選任及び解任
- (6) 評議員会の開催日時及び開催場所並びに目的とする事項の決定
- (7) 評議員候補者の推薦
- (8) 規則の制定、変更及び廃止

(理事会の招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(理事会の決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案し、それに対して理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合は、その限りではない。

(理事会への報告の省略)

第32条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告する事を要しない。

- 2 前項の規定は、第22条第3項の規定による報告については適用しない。

(理事会の議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 理事長及び監事並びに議事録作成者は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事長が欠席した理事会においては、出席者全員が第1項の議事録に記名押印しなければならない。

第8章 運営協議会

(運営協議会)

第34条 この法人に、運営協議会を置く。

2 運営協議会は、役員、評議員、理事補、評議員選定委員の全員及び次項の定めに基づいて選任された運営協議会委員で構成する。

3 運営協議会委員は、月鉾祭礼の運営に参加している者又は月鉾の囃子方若しくは永年月鉾祭礼に奉賛している者の中より25名以内を理事会において選定する。

4 運営協議会は、次に掲げる事項を行う。

(1) 月鉾祭礼の伝統継承や運営方針に関して奉賛者全体の包括的合意を形成すること

(2) 毎年の祭礼を円滑に運営するための個別事項を協議すること

5 運営協議会の運営についての細則は、理事会において定める。

6 運営協議会委員は無報酬とする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

3 この定款の変更に際しては、法令で定めるところの認定又は届出を要する。

(解散)

第36条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第37条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併によってこの法人が消滅する場合には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第38条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 情報公開

(備付け書類)

第39条 次に掲げる書類のうち、第1号は常に、第2号は当該事業年度が終了するまでの間、第3号及び第4号は当該事業年度終了後5年間、事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 定款
- (2) 第7条第1項の書類
- (3) 第8条第1項の第1号から第5号までの書類
- (4) 監査報告

(公告)

第40条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 補 則

(細則)

第41条 この定款に定めるものの他、この法人の運営に必要な細則は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則 この定款の変更は、平成29年4月9日から施行する。

附 則 この定款の変更は、平成30年7月1日から施行する。

附 則 この定款の変更は、令和5年12月3日から施行する。

別表第 1 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）

財産種別	場所・物量等
土地	宅地 177.35㎡ 京都市下京区四条通新町東入月鉾町57番地 宅地 56.13㎡ 京都市下京区四条通新町東入月鉾町59番3 宅地 61.81㎡ 京都市下京区四条通新町東入月鉾町59番4
建物	木造瓦葺二階建 床面積151.07㎡ 京都市下京区四条通新町東入月鉾町57番地 家屋番号22 土蔵造瓦葺二階建 床面積106.45㎡ 京都市下京区四条通新町東入月鉾町57番地 家屋番号22 附属建物 木造瓦葺二階建 床面積52.06㎡ 京都市下京区四条通新町東入月鉾町59番3 家屋番号20 木造瓦葺二階建 床面積52.06㎡ 京都市下京区四条通新町東入月鉾町59番4 家屋番号20-2

別表第 2 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産

財産種別	場所・物量等
月鉾	重要有形民俗文化財月鉾に包括される財産の全部、即ち重要無形民俗文化財京都祇園祭山鉾行事に使用する月鉾の木造部材、美術工芸品及び附属什器備品一切 (詳細は別添記載のとおり)